

(2) 利用者の利便性の一層の向上

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>雇用保険二事業の各種助成金に係る支給申請手続のうち、労働局や安定所において申請受付から支給決定まで行われるものについては、厚生労働省本省において支給要領が定められている。</p> <p>一方、各種助成金のうち、①能力開発、教育訓練に関するものについては(独)雇用・能力開発機構、②高齢者に関するものについては(独)高齢・障害者雇用支援機構、③育児、介護支援に関するものについては(財)21世紀職業財団、④介護労働者の雇用管理改善に関するものについては(財)介護労働安定センターが、法令に基づき申請受付から支給決定まで行うこととされており、これら助成金の支給要領は、各機関において定められている。</p> <p>助成金の種類は多岐にわたり、その支給要件もそれぞれ異なるものとなっているが、多くの場合、事業実施に先立ち事業主が助成対象事業に係る事業計画等を提出し、事業実施主体において審査を行い、助成金の支給申請は助成対象事業が終了した時点で行うこととされている。</p> <p>また、これら助成金の支給要領においては、支給申請書への添付を必須とする書類のほかに、申請受付部署等の長の判断により、必要に応じて添付させることとする書類まで規定するものが数多くみられる。</p> <p>政府では、今後の行政改革の取組みとして、コスト削減を目指す「量の改革」とともに、行政の生産性や国民の満足度を向上させるための「質の改革」(注)に取り組む業務改革推進協議会(各省庁の審議官級で構成)を平成21年6月に立ち上げ、平成23年度まで業務工程改革(「行政のBPR」: Business Process Reengineering)に取り組むとの方針を決め、政府全体として業務改革を積極的に進めていくこととしている。</p> <p>(注) 「質の改革」については、その後の「経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)」においても、「「量の改革」とともに、政府全体としての具体的な取組方針に基づく「質の改革」を進める」とされている。</p> <p>同方針においては、業務工程改革の基本的考え方について「行政における業務工程改革は、行政サービスの生産性を向上させることで国民に提供する行政サービスの向上を図り、国民の満足度を高めるといふ、国民生活の視点で業務の在り方を見直す取組」とし、また、期待される成果として「行政の待ち時間の短縮、手続きの簡素化、迅速化、制度の利便性の向上等、各府省の業務の内容に応じて異なるが、国民が実感できるような成果をあげるべく取り組む」としており、各府省は平成21年9月末までに窓口待ち時間の短縮や申請書類の簡素化(添付書類の削減等)などを盛り込んだ今年度の業務工程改革計画を取りまとめ実施するとともに、22年度から本格的に実施するとされている。</p>	<p>表1-(2)-1 表1-(2)-2</p>

一方、雇用保険二事業の各種助成金に係る申請書類や申請手続については、今般、厚生労働省における雇用保険二事業の各事業に関する目標管理の実施に当たり毎年参画を得ている日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会からも、「中小企業にとって使い勝手がよく、過大な事務負担とならないよう、訓練実施計画や助成金の申請に係る提出書類を大幅に簡素化するとともに、申請時期や提出書類の数等が都道府県によって異なった運用とならないよう、全国統一基準での実施を徹底されたい」（日本商工会議所）（注1）、「要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの改善を早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること」（全国中小企業団体中央会）（注2）といった申請書類等の簡素化などが強く要望されている。

- (注) 1 「平成22年度中小企業関係施策に関する要望」（平成21年6月日本商工会議所）
 2 平成20年11月開催の中小企業団体全国大会にて提唱された。

【調査結果】

今回、雇用保険二事業について、申請書類や申請手続の簡素化の余地等を調査した結果、次のような状況がみられた。

また、これらの事業については、利用者（申請者）である事業主からも、雇用保険二事業の各種助成金に関し、申請書類や申請手続についての簡素化・迅速化、制度の利便性の向上等を求める声が聞かれた。

ア 事業の適用基準・要件が抽象的であるため、事業の適用状況が実施主体によって異なっているものが1事業みられた。

[事例1 (2) -ア]

事業名 (事業番号)	若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進(20-065)	予算額 (千円)	20年度	140,082
			21年度	廃止・新規

〔事業概要〕

正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーターについて、トライアル雇用後に、「若年者雇用促進特別奨励金」を支給することにより、常用雇用に移行した事業主の教育研修に係る負担を軽減し、安定した雇いを促進

〈調査結果〉

本事業に係る奨励金の支給要領によれば、奨励金の支給対象者の要件の一つとして「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」となっている。

しかし、当該要件が抽象的であるため、調査した5労働局（宮城、東京、大阪、香川及び福岡）の中には、特段の限定をせずに支給している労働局（東京）がみられる一方で、対象労働者は非常に限定されると解釈し、年間を通して支給実績が皆無となっている労働局（香川）がみられるなど、適用基準の明確化が必要となっている。

なお、厚生労働省では、平成21年2月作成の新業務実施要領及び同年5月作成の疑義解釈集により、トライアル雇用後に正規雇用する場合の対象者要件から上記要件を削除するとともに、新たに奨励金の対象とした年長フリーター等を直

表1-(2)-3

表1-(2)-4

表1-(2)-5

別添事例表25

接雇用する場合の対象者要件としている「安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者」については、「雇入れ開始日から起算して1年前の日から雇入れ開始日までの間において雇用保険の被保険者でなかった者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）」等と明記することで具体化した。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 予算額の21年度欄中の「廃止・新規」とは、20年度をもって本事業は廃止となっているが、21年度において内容を充実等させて新規事業として実施されていることを示す。
 3 事業名中「若年者試行雇用奨励金」は、平成20年12月から対象年齢を40歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金」に名称を変更。
 4 また、これに伴い、事業概要中の「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーター」は「正社員としての就業経験が少ない、特に就職が困難な年長フリーター等」と、さらに、平成20年12月から「有期実習型訓練修了者」が対象者に追加されたことにより、「トライアル雇用後に」は、「トライアル雇用後等に」とそれぞれ変更されている。

イ 申請書の添付書類が過大であるなど、申請者の負担となっているものが14事業みられた。主な事例は次のとおりである。

〔事例1 (2) -イ-①〕

事業名 (事業番号)	若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進 (20-065)	予算額 (千円)	20年度	140,082
			21年度	廃止・新規

表1-(2)-6
別添事例表25

〔事業概要〕

再掲 (事例1 (2) -ア参照)

〈調査結果〉

本事業に係る奨励金は、別の事業である「試行雇用奨励金 (若年者試行雇用奨励金等) (20-056)」によるトライアル雇用を行った後に、対象者を常用雇用した場合に受給できるとされている。

しかし、本奨励金の支給要領によれば、支給申請を行う際の添付書類として、トライアル雇用時に労働局が作成・通知した「試行雇用奨励金支給決定通知書」(写) や労働局に提出済みの「トライアル雇用結果報告書」等の既に労働局が保有している資料を改めて求めているなど、申請書類の簡素化を図る余地がみられる。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業名中「若年者試行雇用奨励金」は、平成20年12月から対象年齢を40歳未満まで拡大したことに伴い、「若年者等試行雇用奨励金」に名称を変更。

〔事例1 (2) -イ-②〕

事業名 (事業番号)	特定求職者雇用開発助成金 (20-068, 069)	予算額 (千円)	20年度	25,067,170
			21年度	62,212,620

表1-(2)-7
別添事例表27

〔事業概要〕

高齢者、障がい者等の就職困難者を安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を支給

〈調査結果〉

本助成金の支給要領によれば、支給申請書への添付が必須とする書類のほか、必要に応じて支給申請書に添付する書類として「管轄労働局長が必要と認める書類等」を求めていることが認められているため、労働局により添付書類の取扱いが区々となっている。

例えば、支給要領では、対象労働者に係る賃金台帳又はその写しを支給申請書に添付することとなっているものの、事業者により賃金台帳の様式が異なることから統一的な審査を行うためとして、所定の賃金台帳又はその写しのほか、労働局独自の様式による「賃金支払状況確認書」等の作成・提出を求めているもの（北海道及び香川労働局）や、「求人票」及び「求職票（障害者求職登録票）」まで添付させているもの（香川労働局）がみられるなど、申請書類の簡素化を図る余地がみられる。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例1 (2) -イ-③〕

事業名 (事業番号)	自立就業支援助成金(受給資格者 創業支援助成金)(20-015)	予算額 (千円)	20年度	2,034,681
			21年度	1,390,749

〔事業概要〕

失業者の自立を積極的に促進するため、失業者（雇用保険の受給資格者）自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の一部を助成

〈調査結果〉

調査した5労働局（北海道、東京、石川、香川及び福岡）のうち、北海道労働局では、本助成金の支給申請に必要な資料について、利用者の利便の向上に資するため独自に申請案内（パンフレット）を作成している。

しかし、当該申請案内において、「必要に応じ、法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたこと等、事業が適切に運営されていることを示す書類」という曖昧な表現としているため、審査に必要な資料が申請者から過大に提出されている状況がみられるなど、申請書類の明確化が必要となっている。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例1 (2) -イ-④〕

事業名 (事業番号)	育児・介護雇用安定等助成金(中 小企業子育て支援助成金) (20-127)	予算額 (千円)	20年度	1,234,800
			21年度	2,212,600

〔事業概要〕

中小企業において仕事と子育ての両立をしやすいようにするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が初めて出た労働者数100人以下の中小企業事業主に対し助成

〈調査結果〉

本助成金の支給要領によれば、支給申請書には、支給対象事業主及び対象労働者についての支給要件を確認するため、「雇用保険被保険者資格取得等確認書」(写)、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写)及び「労働保険料

表1-(2)-8
別添事例表8

表1-(2)-9
図1-(2)-1
別添事例表54

の納付書・領収証書」(写)を添付することとなっている。

しかし、支給申請書本体には、対象労働者の氏名及び雇用保険被保険者番号や事業所の労働保険番号等を記載することとなっているため、これらの書類の添付がなくても、労働局内の雇用保険被保険者台帳等から対象労働者の被保険者資格の有無や労働保険料の納付状況の確認は可能なものであることから、添付書類を見直し、申請書類の簡素化を図る余地がみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1(2)ーイ」に該当する事例として、上記4事例のほか、事例表7、10、12、13、19、35、37、44、45及び49の事業がある。

ウ 同一機関に対して行う2回の申請手続を一本化する余地があるものが2事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例1(2)ーウ]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金(建設教育 訓練助成金)(20-031)	予算額 (千円)	20年度	3,782,089
			21年度	3,493,322

表1-(2)-10
表1-(2)-11
図1-(2)-2
図1-(2)-3
別添事例表13

[事業概要]

中小建設事業主等が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条等に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等に対し助成

(調査結果)

本助成金のうち第4種認定訓練に係る助成金は、事業主のうち中小建設事業主に対し、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」による助成金額の上乗せとして認定訓練を受講させた建設労働者の賃金の一部を助成するものであることから、キャリア形成促進助成金の支給決定後において支給申請を行うものとされている。

しかし、今回調査した(独)雇用・能力開発機構の5都道府県センター(北海道、東京、愛知、広島及び香川)における本助成金の申請に対する審査の状況を調査した結果、①第4種認定訓練に係る助成金は、キャリア形成促進助成金の支給決定後1か月以内に事業主の申請から支給決定までが行われており、また、②第4種認定訓練に係る助成金の審査は、支給申請書に添付させたキャリア形成促進助成金の支給決定資料により申請内容の確認を行っていることから、第4種認定訓練に係る本助成金及び「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」については、支給申請の一本化等の申請手続の簡素化を図る余地がみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 第4種認定訓練助成金:「人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金)」のうち、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で職業能力開発促進法による認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成するもの。

「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」(ただし、認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る。)の支給を受けていること等が主な助成要件となっている。

3 「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」:雇用する労働者に職業訓練等を実施又は教育訓練機関で実施される職業訓練等を受けさせる事業主を助成するもの。

4 「1(2)ーウ」に該当する事例として、上記のほか、申請窓口の一元化について事例表54の事業がある。

エ 若年者に対する就職支援事業のうち、安定所、都道府県、民間団体等において分散して行われているものについて、ワンストップで行うことにより効率的・効果的に実施できると考えられるものが9事業みられた。主な事例は次のとおりである。

〔事例1(2)-エ-①〕

事業名 (事業番号)	学生職業センター等における学生等の就職支援(20-060)	予算額 (千円)	20年度	793,449
			21年度	612,421

〔事業概要〕

大学(大学院を含む)、短大、高等専門学校及び専修学校(以下「大学等」という。)の新卒者や、大学等を卒業までに就職決定に至らなかった者であって、大学等新卒者と同様の採用を希望する者について、広域的な求人情報の提供、職業指導、職業相談等の就職支援を実施

〈調査結果〉

本事業は、実施主体である学生職業センターにより、現在、全国47か所中38か所(80.9%、平成21年4月1日現在)で都道府県が設置するジョブカフェと同一の建物内において実施されている。

しかし、都道府県が設置するジョブカフェにおいても、雇用保険二事業の「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進(20-057)」事業の中で、委託を受けた民間団体等により、若年者やフリーターを対象にした職場実習機会の提供、若年者による集団的就職活動の支援や若年者向け企業説明会などが実施されているので、利用者の利便性の向上及び事業の効率的・効果的な実施の観点から、学生職業センターが実施する業務のうち職業紹介業務以外の企業説明会等については、事業の統合等の一本化を図る余地がみられる。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例1(2)-エ-②〕

事業名 (事業番号)	若年者に対する効率的な集中支援による就職の促進(20-104)	予算額 (千円)	20年度	103,262
			21年度	93,168

〔事業概要〕

若年者に求められる能力要件である協調性、コミュニケーション力などの職業意識などの付与に対応するため、就職支援講座を行い、当該講座終了後に就職に至らなかったものに対して就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練(若年者向け短期委託訓練)を実施

〈調査結果〉

本事業について調査した事業実施主体の8都道府県の中には、講座を開催するも受講者が集まらず講座の開催を中止するところがあるなど、全体的に事業は極めて低調となっている。さらに、都道府県が設置するジョブカフェにおいても、雇用保険二事業として実施している「地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進(20-057)」事業の中で、委託を受けた民間団体等により職場実習機会の確保や若年者による集団的就職活動の支援やインターンシップ等の職業体験等が実施されていることから、本事業で実施することとなっている講座の開催や短期訓練の実施をジョブカフェに集約させるなど、関連事業の実施主体の一本化を図る余地がみられる。

表1-(2)-12
表1-(2)-13
図1-(1)-1
別添事例表21

表1-(2)-14
図1-(2)-4
別添事例表40

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「1 (2) -エ」に該当する事例として、上記2事例のほか、事例表 24 の事業がある。
 3 このほか、若年者を対象とした就職支援事業として、ヤングワークプラザが実施する「ヤングワークプラザにおける就職支援 (20-061)」、また、安定所が実施する「高卒就職ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの支援 (20-058)」、「フリーター常用就職支援事業の推進 (20-062)」、「若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備 (20-064)」及び「中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (20-067)」がある。

オ 支給要件として年齢要件を設定しているが、助成金の支給を行うことが必要な年齢層が対象から除かれているものが2事業みられた。主な事例は次のとおりである。

〔事例1 (2) -オ〕

事業名 (事業番号)	試行雇用奨励金 (中高年トライアル雇用奨励金) (20-045)、試行雇用奨励金 (若年者試行雇用奨励金等) (20-056)	予 算 額 (千円)	20 年度	5,319,197
			21 年度	5,457,399

〔事業概要〕

再掲 (事例1 (1) -ア-②参照)

〈調査結果〉

本助成金を含むトライアル雇用事業実施要領によれば、その対象者の年齢は、若年者試行雇用奨励金等は40歳未満、中高年トライアル雇用奨励金は45歳以上と設定されているため、その隙間の部分 (40歳から44歳) に該当する人材を雇用する場合の支障となっているとする事業主からの意見が聞かれたほか、地方公共団体からも対象年齢の見直しを要望する意見が聞かれた。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 予算額の20、21年度欄には事業名欄に掲げた2事業の合計予算額を掲記している。

カ 事業内容を紹介するパンフレットが利用者側の視点で作成されておらず改善を要するものが1事業みられた。

〔事例1 (2) -カ〕

事業名 (事業番号)	外国人労働者雇用対策 (20-078)	予算額 (千円)	20 年度	213,125
			21 年度	204,429

〔事業概要〕

専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会を確保

〈調査結果〉

厚生労働省は、留学生を含む専門的・技術的分野の外国人求職者等に職業相談等情報提供を行う外国人雇用サービスセンターを全国計3か所 (東京、大阪及び愛知) に設置しているが、今回2労働局 (東京及び大阪) を調査したところ、大阪外国人雇用サービスセンターが作成する本事業のパンフレットについては、施設名のみ4か国語による外国語表記となっているだけであり、業務内容に係る説明等他の部分はすべて日本語表記となっている。また、東京外国人雇用サービスセンターが作成する同パンフレットについても、すべて日本語表記となっている

表1 - (2) -15
 表1 - (2) -16
 別添事例表 16、
 19

図1 - (2) -5
 図1 - (2) -6
 別添事例表 30

など、本事業の対象が外国人、とりわけ留学生や専門的知識・技術を有する高度外国人材の者であるとはいえ、極めて使いづらいものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

キ 支給申請から助成金支給までの処理期間が長期化しているものが1事業みられた。

[事例1 (2) -キ]

事業名 (事業番号)	人材確保等支援助成金(中小企業 基盤人材確保助成金) (20-012)	予算額 (千円)	20年度	4,718,980
			21年度	4,685,200

【事業概要】

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第4条及び第7条に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、事業主の新分野進出等又は生産性の向上に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において新分野進出等を目指す場合は1人当たり210万円等)、当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において新分野進出等を目指す場合等は1人当たり40万円)を助成

〈調査結果〉

(独) 雇用・能力開発機構本部は、本助成金申請の受付・審査窓口である同機構都道府県センター(以下「地方センター」という。)における支給申請の受付から助成金支給等決定までの平均処理期間を5年間で5%以上短縮することを中期計画に掲げている。

本助成金は、平成20年度において4,304件の支給申請があり、このうち4,135件に対し支給(支給総額:約37億6,000万円)がなされている。

しかし、調査した8地方センター(北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡)の中には、審査担当嘱託員の勤務形態の変更(勤務日数の制限)等が原因で平均処理期間が年々延伸し、2か月以内とされている設定目標を大きく上回る平均5か月を要しているものが1センターみられる。

(注) 当省の調査結果による。

【所見】

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業を効果的・効率的に実施し、かつ、利用者の利便性を向上させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 各事業の適用基準・要件について点検し、その適用基準・要件が不明確であるものについては、これを明確化すること。
- ② 必要性の乏しい添付書類を提出させているものについては、添付書類の見直し等申請書類の簡素化を図ること。
- ③ 申請手続が煩さになっているものについては、申請手続の一本化等手続の合理化を検討すること。
- ④ ワンストップで行うことが望ましいものについては、実施場所等の一本化や

表1-(2)-17
別添事例表7

<p>事業のメニュー化等を検討すること。</p> <p>⑤ 同一目的の事業間においてそれぞれ対象者を限定しているため、一定の年齢層につき各事業の対象となっていないものについては、事業対象の拡大について検討すること。</p> <p>⑥ 事業や助成金の申請手続に関する案内書等で不明確な記載等がされているものについては、利用者の立場に立った必要な改善を図ること。</p> <p>⑦ 助成金の支給申請に対する処理期間が長期化しているものについては、処理の迅速化のために必要な措置を講ずること。</p>	
---	--